

令和8（2026）年度「学卒者就職支援事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する令和8（2026）年度「学卒者就職支援事業」業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本業務においては、栃木県内の高校生とその保護者、教職員を対象とした合同企業説明会を開催し、県内企業の魅力や仕事内容等について理解を深める機会を提供するとともに、企業の採用動向等についての教職員向けの研修会を開催し、進路指導への活用を促すことで、高校生の職業選択の幅を広げ、県内企業への就職を促進することを目的とする。

2 履行場所

栃木県（宇都宮市）内とし、必要に応じて栃木県及び受託者間で協議を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

（1）保護者・生徒合同企業説明会の開催

ア 内容

高校生とその保護者が、県内企業の業務内容等について理解を深め、将来、自分に合った企業に就職できるように、合同企業説明会を開催する。

イ 実施時期・回数

原則として、令和9（2027）年2月頃に1回開催する。

ウ 会場

栃木県（宇都宮市）内の会場とする。会場については、多くの参加者が訪れやすい立地の会場を提案すること。

エ 対象者

高校生、保護者及び教職員を対象とする。

オ 参加企業等

栃木県内に就業場所があること、高校生を正社員として採用する求人（雇用期間に定めのある求人は除く。）申込をハローワークに提出する予定もしくは実績があることを要件とし、30社程度とする。

カ セミナーに関すること

合同企業説明会と併せて、高校生、保護者及び教職員等に対して、就職活動全般について知識を修得できるセミナーを実施すること。

（2）就職指導等担当者研修会の開催

ア 内容

高校で就職指導等を担当する教職員等に対し、企業の採用動向や求める人物像等についての研修会をパネルディスカッション形式により開催する。対面開催を原則とするが、必要であれば対面とオンラインのハイブリット形式による開催とする。

イ 実施時期・回数

原則として実施時期は令和8（2026）年6月頃に1回程度開催とする。

ウ 会場

栃木県（宇都宮市）内の会場とする。会場については、多くの参加者が訪れやすい立地の会場を提案すること。

エ 対象者

高校で就職指導等を担当する教職員等 30 名程度とする。

オ パネリスト企業の選定

パネリスト企業は 3 社程度とし、栃木県内に就業場所があること、高校生を正社員として採用する求人（雇用期間に定めのある求人は除く。）申込をハローワークに提出する予定もしくは、実績があることを要件とする。また、原則として 1 社は製造業、残りの 2 社はそれぞれ異なる業種から選定すること。

カ ファシリテーターの配置

パネルディスカッションを進行するため、進行役となるファシリテーターを 1 名配置すること。

(3) 実施に伴う業務

(1) 及び(2)の事業について、実施に伴う業務を下記ア～カのとおり行う。

ア 広報、募集に関すること

(1) 及び(2)の事業への参加を促すため、それぞれの事業で広報用チラシを作成し、各高校に配布すること。その他の周知方法に当たっては効果的な方法を提案すること。

なお、広報物の著作権は県に帰属するものとし、作成後の電子データを栃木県に提出すること。

イ 会場の設営

(1) 及び(2)の事業を十分達成できる会場を確保し、会場のレイアウトを提案すること。

ウ 資料の作成、配布

参加者及び企業向けに資料を作成し、配布する。

エ 当日の運営

受付、参加者への対応、進行、アンケートの回収、片付け等の運営を行うこと。

オ アンケートの実施、集計

当日の参加者や参加企業等に対しアンケートを実施し、回収すること。

カ その他栃木県が必要と認める事項

(4) その他企画提案事業等

本事業に関連する高校生の就職促進に資するための企画提案をすること。

(5) 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

ア 実績報告書・アンケート結果報告書（事業ごと）

イ その他栃木県の求めに応じて必要な資料を提出すること。

5 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、完了の日から起算して 10 日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

6 委託費の支払い等

(1) 委託費の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

(2) 委託費の支払期日をはじめ、委託費の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、委託業務に係る契約書において別途定める。

7 秘密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に

利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守する。
- (2) 委託業務の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、委託業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 委託業務の実施に当たっては本仕様書の範囲内において、栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 災害や感染症等の発生状況により、「4 委託業務の内容」の実施が困難になった場合は、栃木県と協議の上、実施内容等の見直しを行い、同等の対応をすることとする。